

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書等に
関するQ & A

平成 30 年 7 月 25 日

日本税理士会連合会

業 務 対 策 部

<本Q&Aについて>

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）が、その業務上等において、戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票等の交付を請求する場合は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」（以下「職務上請求書」という。）及び「戸籍謄本・住民票の写し等請求書」（以下「請求書」という。）をもって行うこととされています。

「職務上請求書」及び「請求書」（以下「職務上請求書等」という。）については、日本税理士会連合会において、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書取扱規程」を定め、各税理士会においては、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本・住民票の写し等請求書取扱細則」を定め、同細則に則って会員に対する発行・管理を行い、各会員は「職務上請求書」又は「請求書」をもって各市町村に交付請求を行うこととなります。

ところで「職務上請求書等」の使用に当たって、会員からその記載方法や取扱いに係る様々な照会が寄せられています。

以上のような状況を踏まえ、当部では、会員が「職務上請求書等」を使用する際等によくある照会事項等に対して一定の解釈を示すことにより、適切な請求事務の遂行に資する観点から、このQ&Aを策定しました。

会員各位におかれては、所属税理士会における取扱細則及び当該Q&Aを参考にいただき、「職務上請求書等」の適切な使用・管理を図っていただきますようお願いいたします。

<Q&A>

(1) 根拠法令

Q 1. 税理士等が戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の交付を請求することができる旨の根拠法令は何ですか。

A 1. 戸籍謄抄本等については戸籍法、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等については住民基本台帳法が所管法令となります。各法における税理士の交付請求の根拠条文は以下のとおりです。

<戸籍法>

・第10条の2第1項

前条第1項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前2号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

・第10条の2第3項

(略) 税理士(税理士法人を含む。次項において同じ。)(略)は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第1項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

・第10条の2第4項

第1項及び前項の規定にかかわらず、(略) 税理士(略)は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

一～三(略)

四

税理士にあつては、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第1号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務

五～六(略)

<住民基本台帳法>

・第12条の3第2項

市町村長は、(略) 当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

・第12条の3第3項

前項に規定する「特定事務受任者」とは、(略) 税理士(税理士法人を含む。)(略)をいう。

「受任している事件又は事務」とは、税理士法(以下「法」という。)第2条第1項第1号から第3号に規定するいわゆる税理士業務(税務代理・税務書類の作成・税務相談)を指します。

(2)「職務上請求書等」全般

Q2. 税理士等が市町村に対して戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の交付を請求する場合には、どのような請求書を使用しますか。

A 2. 「職務上請求書」又は「請求書」のいずれかを使用します。

Q 3. 「職務上請求書」は、どのような場合に使用しますか。

A 3. 「職務上請求書」は、「職務上」とあるように、税理士等が依頼者から依頼を受け法第2条第1項第1号から第3号に規定する税理士業務（税務代理（法第2条第1項に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務を含む）・税務書類の作成・税務相談）を遂行するに当たり、戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等が必要である場合に使用します。

Q 4. 「請求書」は、どのような場合に使用しますか。

A 4. 「請求書」は、税理士等がA 3に掲げる税理士業務以外で、戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等を破産管財人等（※）として固有の権限を行使するために第三者請求をする場合や、成年後見人等として成年被後見人等の代理請求をする場合に使用します。

（※）破産管財人のほか、遺言執行者、相続財産管理人、不在者財産管理人等が該当します。

Q 5. 「法定相続情報証明制度」によって、相続人等から法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出の委任を受け、戸籍謄抄本等の交付を請求する場合には「職務上請求書」又は「請求書」のどちらを使用しますか。

A 5. 「法定相続情報証明制度」では資格者代理人として税理士が挙げられており、「法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写し」の交付の申出の代理をすることは、戸籍法第10条の2第3項の「受任している事件又は事務に関する業務」に該当し、同項に基づく戸籍謄本等の職務上請求をすることができるものとされており、「職務上請求書」により戸籍謄本等を請求することができる運用がされています。

なお、法務局（登記所）で税理士が資格者代理人として「法定相続情報一覧図」の確認・交付を受けるときには依頼者からの委任状が必要です。

Q 6. 「職務上請求書等」はどこで入手することができますか。

A 6. 「職務上請求書等」の発行については、各税理士会（一部の地域では県連又は支部）において、1枚ずつ管理番号を付し、発行した会員の氏名等を厳格に管理のうえ、行っております。ついては「職務上請求書等」を必要とする場合は、所属の税理士会にお問い合わせください。

Q 7. 「職務上請求書等」で交付の請求ができる書類はどのようなものとなりますか。

A 7. 戸籍謄抄本、除籍謄抄本、原戸籍謄抄本、住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書となります。

Q 8. 所得税等の申告書に記載する個人番号を確認するために「職務上請求書等」を使用して個人番号が記載された「住民票の写し」を窓口で交付を受けることはできますか。

A 8. できません。個人番号が記載された住民票の写しは、代理人が申請する場合窓口では交付を受けることができず、本人(依頼人)の住所宛に郵送で交付されます。

(3) 職務上請求書等の使用関係

Q 9. 「職務上請求書等」の【請求者】欄の「職印」には、どのようなものを押印すればよいですか。

A 9. 税務書類の作成等通常業務で使用している印を押印します。税理士として請求する場合は個人印、税理士法人として請求する場合は法人印をそれぞれ押印することが適当です。

Q10. 税理士法人が受託した税理士業務は税理士法人が業務主体者となりますが、当該税理士業務を遂行するために当該税理士法人の社員税理士が個人の税理士として職務上請求書により戸籍謄本等の交付の請求をすることができますか。

A10. 税理士法人が特定の依頼者からその資格に基づいて処理すべき事件又は事務の委任を受けた場合、当該税理士法人に所属する税理士等が当該事件又は事務に関する業務を遂行するために戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされています。

<法務省民事局長通達（平成 20 年 4 月 7 日 法務省民一第 1000 号）>

・第 1. 4 (1)

(略)

アの「受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合」とは、弁護士等が特定の依頼者からその資格に基づいて処理すべき事件又は事務の委任を受けて、当該事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合をいう。資格者法人がそのような事件又は事務の委任を受けた場合において、当該資格者法人に所属する弁護士等（資格者法人を除く。）が当該事件又は事務に関する業務を遂行するために戸籍謄本等の交付の請求をするときも、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

(略)

Q11. 「職務上請求書等」を使用する際、留意すべき事項はありますか。

A11. 「職務上請求書等」は税理士のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士のみに認められた制度であり、本人の委任状がなくても高度な個人情報記載された戸籍謄抄本等の交付を受ける

ことができることから、その使用や管理については厳格に取り扱う必要があります。不正使用や亡失をしないことはもちろんのこと、不正使用や亡失等がないことを事後的に確認できるよう、「職務上請求書等」を使用したときは複写式の控えを保存するとともに「事務所管理台帳」に使用状況を記載し併せて保存しなければなりません。

Q12. 「職務上請求書等」を使用した際に、事務所管理台帳に記載せず複写式の控えをもって事務所管理台帳の記載に替えることはできますか。

A12. できません。複写式の請求書控えとは別に事務所管理台帳の作成が規定されているのは、不正使用等何らかの問題が発生した際に二重のチェックが可能となる体制にするためです。高度な個人情報を取り扱うこととなりますので、事務所管理台帳については必ず記載し管理してください。

Q13. 「職務上請求書等」の使用に関し、禁止されている事項はありますか。

A13. 以下のような不正使用は禁止されています。

- ① 職務上請求書等を複製すること。
- ② 税理士会から交付を受けた職務上請求書等以外の用紙を自己作成すること。
- ③ 職務上請求書等を他者に譲渡又は貸与すること。
- ④ 職務上請求書等の「利用目的の種別」について虚偽の記載をすること（虚偽の記載により取得した戸籍謄本・住民票の写し等を本来の目的外で使用する事）。
- ⑤ 税理士登録抹消後及び税理士業務の停止期間中に職務上請求書等を使用すること。

Q14. Q13で禁止されているような不正使用を行った場合、罰則はありますか。

A14. 戸籍法及び住民基本台帳法には、偽りその他不正の手段により、戸籍謄本・住民票の写し等を取付した者に対する罰則が規定されています。

職務上請求書等の不正使用を行った場合には、法第37条(信用失墜行為の禁止)違反として財務大臣による懲戒処分の対象となる虞があるほか、所属する税理士会の会則に基づく処分の対象となる虞があります。

Q15. 未使用の「職務上請求書等」を亡失した場合、何か手続きは必要ですか。

A15. 所属税理士会への届出義務がありますので、「職務上請求書等の亡失等報告書(会員用)」(規程第5号様式)を所属の税理士会へ届け出てください。

なお亡失の届出があった「職務上請求書等」についてはその番号を日本税理士会連合会のホームページにおいて対外的に公表し不正使用を防ぐ措置を講じています。

Q16. 「職務上請求書等」はコピーして使用することはできますか。

A16. できません。不正使用の虞があることから「職務上請求書等」はコピーしての使用は禁止されています。

Q17. 1枚の「職務上請求書等」で戸籍に関する書類（「戸籍謄本」等）と住民票に関する書類（「住民票の写し」等）を同時に取得することはできますか。

A17. できません。「職務上請求書等」に記載すべき事項が異なるため、戸籍に関する書類の請求、住民票に関する書類の請求、それぞれで「職務上請求書等」が必要です。

（４）窓口事務関係

Q18. 税理士業務を遂行するために「職務上請求書」により戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等を交付請求する場合、依頼者からの「委任状」は必要ですか。

A18. 依頼者からの委任状は不要です。

Q19. 「請求書」により戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等を交付請求する場合、依頼者からの「委任状」等は必要ですか。

A19. 請求者の区分により、以下のとおりとなります。

①破産管財人等として固有の権限を行使するために第三者請求をする場合…権限確認書面は不要です。

②成年後見人等として成年被後見人等の代理請求をする場合…後見登記等の登記事項証明書等が必要です。

Q20. 市町村の窓口において「職務上請求書等」により戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票等を請求する場合、請求者の本人確認及び権限確認を行うために提示する書類はどのようなものがありますか。

A20. 請求者の区分により、以下のとおりとなります。

① 税理士…税理士証票又は運転免許証等

ただし、税理士証票以外（運転免許証等）を提示する場合には、職務上請求書等に当該税理士本人の自宅住所を記載する必要があります。

また、税理士法人に所属する社員税理士及び所属税理士は、税理士個人として交付請求をすることができることとされています。この場合、職務上請求書等には社員税理士又は所属税理士である旨を記載する必要があります。

② 使者（税理士事務所職員等）…運転免許証等＋委任状

使者は、運転免許証等の提示に加え税理士が作成した委任状を併せて提示する必要があります。

③ 税理士法人

I. 登記事項証明書又は代表者事項証明書＋税理士証票

Ⅱ. 登記事項証明書又は代表者事項証明書＋運転免許証等＋委任状

税理士法人が請求する場合は、必ず法人の登記事項証明書又は代表者事項証明書が必要になります。

なお、税理士法人に所属する社員税理士及び所属税理士が、税理士個人として請求する場合は①の方法による提示のみで請求可能です。ただし、職務上請求書等に社員税理士又は所属税理士である旨を記載する必要があります。

Q21. 市町村に対し、郵送による戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等の交付請求はできますか。

A21. できます。郵送によって請求する場合は、「職務上請求書」又は「請求書」のいずれかと税理士証票又は運転免許証等の写し（税理士法人として交付請求する場合は登記事項証明書又は代表者事項証明書を添えること。なお、運転免許証等の写しを送付する場合には、委任状を添えること。）を市町村に送付してください。また、戸籍謄本・住民票の写し等の返送先は税理士事務所（税理士法人事務所）のみとなりますので、ご注意ください。

返送に係る費用の負担等については、各市町村にご確認ください。

Q22. 使用者が戸籍謄抄本、住民票の写し及び戸籍の附票の写し等を交付請求する場合に必要な「委任状」はどのようなものを作成すればよいですか。

A22. 各税理士会における取扱細則において委任状の様式を定めていますので、当該様式に拠った委任状を作成することとなります。

<関連法令>

○ 税理士法（抜粋）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の3第2項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 1 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
- 2 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、

不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

- 3 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）